

地域復興実用化開発等促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、福島イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う地域振興に資する実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の産業復興の早期実現を図るため、地域復興実用化開発等促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年10月27日福島県規則第107号）（以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「福島イノベーション・コースト構想」とは、「福島復興再生基本方針」（平成29年6月30日改定）において、「(特に)震災、原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指して平成26年6月にとりまとめられた」構想をいう。

- 2 この要綱において、「重点分野」とは、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙をいう。
- 3 この要綱において、「福島県浜通り地域等」とは、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村の区域を合わせた地域をいう。
- 4 この要綱において、「実用化開発等」とは、原則として福島県浜通り地域等において実施される重点分野に係る研究開発や実証など実用化・事業化に向けた取組をいう。
- 5 この要綱において、「地元企業等」とは、福島県浜通り地域等に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業、国立研究開発法人である研究所、大学若しくは国立高等専門学校又は農業協同組合、その他の法人格を有する団体等をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく規制の対象となる業種及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定による暴力団、暴力団の構成員、又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している民間団体等を除く。
- 6 この要綱において、「中小企業」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者のうち、別表第3に掲げる者をいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金は、別表第1に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する際に要する別表第2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助対象事

業を実施する事業者等（以下「補助事業者」という。）へ交付するものとし、その額は、補助対象経費に別表第 3 に掲げる補助率を乗じた補助金額とする。ただし、次項に掲げる「みなし大企業」は、別表第 3 における「大企業」の補助率とする。

- 2 この要綱における「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業をいう。
- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に定める者で、中小企業以外の者をいう。以下同じ。）が所有していること
 - (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有していること
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めていること
 - (4) 資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されていること
 - (5) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えていること

（交付の申請）

- 第 4 条 補助金の交付を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、様式第 1 号による補助金交付申請書に知事が定める書類を添えて知事に提出しなければならない。提出にあたっては、電磁的記録により申請書類の提出に代えることができるものとする。こととし、第 7 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 12 条第 2 項、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 16 条第 2 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 3 項、第 20 条第 3 項、第 21 条第 2 項に規定する申請等についても同様とする。なお、その提出期限は、知事が別に定める日とする。
- 2 申請者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 知事は、第 1 項に定める書類に加え、必要に応じて、資金計画に係る書類の提出を求めることができる。

（交付決定の通知）

- 第 5 条 知事は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請書の

内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた時には、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。なお、通知については、電磁的記録による交付に代えることができるものとする。

- 2 知事は、前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 5 申請者は、やむを得ない事情により、交付決定以前に事業を開始する（以下「指令前着手」という。）必要がある場合は、別に定める規程により知事にあらかじめ承認を受けなければならない。

（補助事業の経理等）

第6条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第7条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときには、あらかじめ様式第2号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分間において配分額を変更しようとするとき。ただし、補助目的に変更をもたらさない範囲で、次に掲げる場合を除く。

(ア) 補助対象経費の各配分額の10パーセント以内の流用増減を行うとき。

(2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

(イ) 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部の変更を行うとき。

(ウ) 補助対象経費の20パーセント以内の減額変更を行うとき。

(3) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 8 条 削除

(事故の報告)

第 9 条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第 4 号による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 10 日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

第 11 条 補助事業者は、第 5 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 知事が第 15 条第 1 項に基づく補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて、債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、同項に規定する通知又は民法第 467 条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合

の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、福島県財務規則に基づき知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(概算払)

- 第12条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、様式第5号に資金計画を添えて知事に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定による概算払の交付は1回限りとし、概算払請求額は、補助対象経費のうち支払いが完了した部分についてのみ認め、かつ、交付決定額の2分の1を上限とする。

(状況報告)

- 第13条 補助事業者は、以下の日までに補助事業の遂行状況について、様式第6号を知事に提出しなければならない。
- (1)採択を受けた年度の10月31日
 - (2)その他知事が求めるとき
- 2 知事は、補助事業者が前項の状況報告書をやむを得ない事情により提出できない場合は、期限について猶予することができる。

(実績報告)

- 第14条 規則第13条の規定による実績報告は、様式第7号により補助対象事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 2 補助事業者は前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
 - 3 知事は、補助事業者が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

- 第15条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決

定の内容（第7条に基づく承認を受けた場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。なお、通知については、電磁的記録による通知に代えることができるものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金額が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第16条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときには、様式第8号による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第17条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、第5条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、条例、本要綱又は法令、条例若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合。
- (5) 補助事業者から、第7条第1項第3号に基づく申請があったとき。
- (6) 補助対象事業に従事した者が、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省）により研究活動の不正行為があったと認定された場合。
- (7) 補助対象事業に従事した者が、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省）により公的研究費の不正使用及び不正受給があったと認定された場合。
- (8) 補助事業者が次のいずれかに該当するとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又はその役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからニまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ヘ イからニまでのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ホに該当する場合を除く。）に、知事が補助事業者に対して当該契約の解除を求め、補助事業者がこれに従わなかったとき。

2 知事は、前項の取消しをした場合において既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されている場合、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 15 条第 3 項の規定を準用する。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 18 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 9 号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（財産の管理等）

第 19 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第 10 号を記帳整理し、これを保管しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 14 条第 1 項に定める実績報告書に様式第 11 号による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込ま

れるときは、補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第 20 条 取得財産等のうち、規則第 18 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
- 2 規則第 18 条第 1 項ただし書に規定する別に定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号)に定めるとおりとする。
 - 3 補助事業者は、規則第 18 条第 1 項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ様式第 12 号を知事に提出しなければならない。
 - 4 前条第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(実施結果の実用化及び報告)

- 第 21 条 補助事業者は、補助事業の成果の実用化・事業化に関する計画の進捗状況を適切に管理しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎会計年度終了後 30 日以内に当該補助事業に係る過去 1 年間(補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度については、補助事業実施年度を含む。)の実用化状況について、様式第 13 号を知事に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、前項の報告をした場合において、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

- 第 22 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、補助事業年度又は補助事業年度の終了後 5 年以内に産業財産権を出願若しくは取得した場合、若しくはそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合又は補助対象事業において特許権の取得に係る補助金交付を受けた場合には、様式第 14 号を知事に提出しなければならない。また、前条第 2 項の実用化状況報告書にその旨を記載しなければならない。

(収益納付)

- 第 23 条 知事は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助対象事業を実施した補助事業者が当該補助対象事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又はその他当該補助事業の実施結果の他への供与により収益が生じたと認めるときは補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。
- 2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上

限とする。

- 3 収益納付すべき期間は、補助事業の完了年度の翌年度以降 5 年間とする。
- 4 知事は、補助事業者が中小企業であって第 21 条第 2 項の実用化状況報告書の対象年度に営業利益、経常利益又は純利益のいずれかが、単体決算で赤字となる場合に、当該年度の納付を免除することができるものとする。
- 5 知事は、前項の免除を行う場合には、補助事業者の様式第 13-2 号による納付免除申請書を提出させ、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(成果の発表等)

- 第 24 条 知事は、補助事業が完了したときは、補助事業者はその成果を発表させることができる。
- 2 知事は、補助事業者に対し、補助事業に基づき取得した成果の利用について指示することができる。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 64 条の規定に基づく出願公開後に行うものである。

(書類の提出)

- 第 25 条 この補助金に関して知事に提出する書類は、正本 1 部とする。なお、第 6 条第 1 項の規定に基づき、事業者において副本 1 部を適正に保管するものとする。

(補則)

- 第 26 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 6 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行し、平成 29 年度予算から適用する。

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 2 月 4 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 28 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 6 月 16 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 5 月 27 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 8 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度分からの補助金に適用する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続きについては、第 11 条の改正を除き、なお従前の例による。

この要綱は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）（補助対象事業）

企業区分	事業区分
地元企業等	福島イノベーション・コースト構想の重点分野に関する実用化開発等を行う事業
地元企業等と連携する企業	地元企業等と連携し、福島イノベーション・コースト構想の重点分野に関する実用化開発等を行う事業

別表第2（第3条関係）（補助対象経費）

	経費区分	内 容
1 直 接 経 費	①施設工事費	実用化開発等を行うために不可欠で最低限必要な施設（これらと一体的に整備される設備を含む。）の整備又は改修に要する経費（土地の取得造成費、既存建物解体費、既存設備の撤去費、外構工事費その他施設本体に直接関係のない工事費を除く。）及び既存設備の移設に必要な経費（実用化開発等を行うために不可欠で最低限必要な既存設備であって、新規に導入する設備と合わせて使用する必要がある設備の移設で、移設に係る経費が、既存設備と同じ設備を新たに導入するより経済的である場合に限る。）
	②機械設備費	実用化開発等に必要な機械装置（ソフトウェアを含む。）の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕等に必要な経費及び実用化開発等を実施するために直接必要な機械装置を製作するために必要な工具器具備品（木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
	③調査設計費	①施設工事費、②機械設備費に係る調査費及び設計費
	④人件費	実用化開発等に直接従事する者の人件費
	⑤材料費等	実用化開発等に必要な材料、副資材、消耗品等の購入に要する経費
	⑥外注費	実用化開発等に必要な加工等試作、試験・実験、分析、ソフトウェア製作等を外注する場合に要する経費
	⑦委託費 ※	民間企業、大学、公設試験場等へ実用化開発等の一部を委託する場合（試験・評価、知的財産権先行調査、弁理士費用（特許印紙代等を除く）、市場調査等実用化開発等に必要な調査等の委託を含む。）に要する経費
	⑧その他諸経費	実用化開発等に必要な謝金、旅費、事務経費（通信・運搬費、印刷製本費、使用料・賃借料、光熱水費、補助員費、展示会出展・市場調査費等に必要な経費を含む。）
2	間接経費	1直接経費の5パーセント以下

※1 上記の経費については、原則として、福島県浜通り地域等において実施される場合に限る。

※2 ⑦の経費については、1直接経費の30パーセント以下であることが必要。

※3 使用実績の把握が困難な材料等は、補助対象経費とはならない。

別表第3（第3条関係）（補助率）

	地元企業等	地元企業等と連携する企業
中小企業※1	3分の2（4分の3）	
大企業※1	3分の1（2分の1）	

※連携協定書等に基づいて福島県浜通り地域等の自治体と連携して事業を実施する企業等については（）内の補助率を適用する。

※1 中小企業の定義は下表のとおりとする。

業種	定義(従業員規模・資本金規模)
製造業、その他業種	300人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下

注1) 補助額は補助対象経費に補助率を乗じた額以内とし、その上限は1事業計画当たり7億円（複数企業等による連携申請の場合は、合計額をいう。）とする。

注2) 国立研究開発法人である研究所、大学又は国立高等専門学校は、中小企業とみなす。

注3) 農業協同組合など、農林水産業は、“その他の業種”とみなす。